

さいたま市自治基本条例検討委員会

第12回 会議の記録

日時	平成23年2月8日(火) 18:45~21:40
場所	大宮区役所南館301会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕計14名 伊藤 巖／歌川 光一／内田 智／遠藤 佳菜恵／小野田 晃夫／栗原 保／染谷 義一／ 中田 了介／中津原 努／細川 晴衣／福島 康仁／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:高橋 直郁／富沢 賢治／古屋 さおり／三宅 雄彦／吉川 はる奈) 〔事務局:さいたま市〕計8名 企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主幹 松本孝／企画調整課総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興 計画係主査 島倉晋弥／総合振興計画係主任 高橋 格／企画調整課企画係主任 清水慶 久 〔地域総合計画研究所〕1名 細田祥子 〔傍聴者〕なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)中間報告(たたき台)について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	次第 資料1 中間報告(たたき台)※市政運営・まちづくり(前半) 資料2 中間報告(たたき台)に対する委員からの修正意見 参考資料1 中間報告(たたき台)に対する主な所管課(室)からの修正意見等
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

2. 議題

(1)中間報告(たたき台)について

(5)市政運営・まちづくり ①市政運営の基本原則

○中津原副委員長

- ・ 「市政運営」のテーマについては、用語を「行政運営」から「市政運営」に変更・統一した。その他は概ね、議会・行政部会のまとめを踏まえている。

○事務局

- ・ (4) について、議会・行政部会では「組織」について中心的に議論が出ていたが、委員長や両部会長等と中間報告(たたき台)を作成する際、「市政運営の基本原則」に組織のみで1項目立てるには領域が狭いのではないかということで、「政策、制度、組織など」とされている。

○中津原副委員長

- ・ 【市民や団体等から主な意見】の一つ目に、「縦割り行政」の弊害が指摘されている。このことを述べてもよいのではないか。

○遠藤副委員長

- ・ (4) は、「組織などについて、…不断の見直しを行う」では不足があるということか。

○中津原副委員長

- ・ むしろ、市民ニーズに沿って、部局間の調整をしながら総合的に運営する、というような意味の表現を追加できないか。

○事務局

- ・ その観点については、市長の責務や市の組織など、どこで中心的に述べるかということが議会・行政部会でも議論になった。

○染谷委員

- ・ 確かに議論になった点であり、どこで触れるべきかが課題だ。

○湯浅委員

- ・ 議会・行政部会の検討では、「縦割り行政」という言葉が分かるようで分からないという議論があった。市民感覚では横の連携が大切だと思うが、専門化して効率よく高度な仕事を行うことも重要であり、メリットとデメリットがある。

○中津原副委員長

- ・ 私は、組織が縦割りだからダメと言うつもりはなく、運営のことについて述べたいと考える。市民から何かの課題が提起された時、横の連携をとって対応する柔軟さがあってもよいのではないか。

○事務局

- ・ この点については、「市長の責務」のところで、「市長は、市政の各分野にまたがる課題の解決のため、関係部署や関係機関の相互の連携、調整を図り、総合的な取組の推進に努めなければならない。」としている。

○中津原副委員長

- ・ 市長までいかないと総合的な取組の推進がされないというのはどうか。もっと臨機応変に対応できるべきでは。

○遠藤副委員長

- ・ (4) の中ほどに「社会経済情勢の変化、市民からの課題提起及び多様化する・・・」などと追加してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 「不断の見直し」というものではなく、日常からの運営のことを触れたい。

○染谷委員

- ・ 別項目で、追加してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 様々な書き方があると思うが、「市民のニーズに沿って、総合的に市政運営を行う」という趣旨で、一度、案を考えたいがどうか。

○中田委員

- ・ 主語は「議会及び市長等」となっているが、「議会による市政運営」とは具体的に何か。

○中津原副委員長

- ・ 市民、議会、市長等の3者のうち、市民からの信託により議会と市長等が担うものを「市政」と現時点では捉えている。「議会による市政運営」とは、行政の監視、条例や制度の提案・制定などを指すのではないか。

○事務局

- ・ 現在の検討状況を踏まえると、「市政運営」には、意思決定から執行まで全て含むものとして捉えており、議会の活動も含まれると考えている。

○中田委員

- ・ 議会が政策を提案することもあるのか。議会とは、賛成反対の決を採るだけのイメージだったが。

○中津原副委員長

- ・ そうではない。

○中田委員

- ・ 先ほどの「縦割り組織」の話は、議会にも当てはまるのか。

○事務局

- ・ 縦割りの問題が言われるのは行政に対してである。議会は逆に、横串して市政全体を見通した活動をしていると考える。委員会も議事録が公表されているので見て頂ければ分かると思う。議員からの課題提起や議員同士の議論がされている。
- ・ 賛成反対の決だけでなく、条例を含む様々な議案が議員から提案されており、今後が増えると思われる。監視、調査、政策形成等が議会の役割として議会基本条例にもうたわれており、市政運営の一端を担うものである。

○中津原副委員長

- ・ 議会への参加というのはイメージがわからないかもしれないが、今後必要になると考える。また、議会との協働については、「協働」のテーマでの検討課題である。

○事務局

- ・ (1)に「公正性、透明性の向上」とあるが、「公正性の確保」の方が適切か。

○中田委員

- ・ 「確保」でよいと思う。

○中津原副委員長

- ・ 修正しても構わないと思う。

②情報共有等

○中津原副委員長

- ・ このテーマについては、両部会から異なる観点で提案があったものをすり合わせた。

○事務局

- ・ 参考資料1として、各テーマに関連する主な所管課に意見を求めた結果をまとめた。このテーマについては、行政透明推進課から意見が出ている。あくまで参考として配付しているが、中には事実と異なる点を指摘しているものもあるので見て頂きたい。
(参考資料1の説明)

○内田委員

- ・ 先日のさいたま市議会にて、埼玉改援隊のマニフェストにある「市政・議会の情報公開の推進」について、「これまでの議会の取組を考慮していない」と議会から反発があり、市長に埼玉改援隊マニフェストの議会改革に関する部分の撤回を求める決議を可決した、という新聞記事を見た。「議会の情報公開」については、議会から反発があるのではないか。
- ・ ある市で自治基本条例が否決されたのは、議員定数を市民参加で決めるという内容だったためと聞いたことがある。

○事務局

- ・ ここでの検討材料としては、議会基本条例と情報公開条例を基本とすべきだと考える。議会でのやり取りは、あくまでも党派、政党の考え方をベースにしていると思われる。
- ・ 埼玉改援隊の件はあくまでも一政治団体のマニフェストに対する議論である。議会基本条例には広報の充実が掲げられ、効果的に情報の発信を行うことが解説にも書かれている。また、他市での否決の件は、必ずしもそれが本当の理由であったかどうかは不明である。

○渡邊委員

- ・ 所管課から出された意見のとおりにはしなければならないのか。

○事務局

- ・ そうではない。

○渡邊委員

- ・ 一般市民がどう言葉を認識して使っているか、という観点からすれば、所管課の意見は必ずしも分かりやすいとは思えない。

○事務局

- ・ 他の条例も、それぞれ市民参加を踏まえて検討された経緯があるということも考慮頂きたい。

○中津原副委員長

- ・ 言葉、用語を合わせておくことは必要だろう。

○遠藤副委員長

- ・ 所管課の修正の仕方はよいと思う。

○事務局

- ・ 中身の大きな変更ではなく、構成、用語を変えたものである。

○歌川委員

- ・ 「情報発信」という言葉を使っているが、これについては修正はなく、「情報公開」よりも大きな概念として捉えられているのか。
- ・ また、「情報共有」の2点目は主語に「市民」が含まれていないが「仕組みの充実」に市民が関わらなくてよいのか。

○中津原副委員長

- ・ 「市政運営」という大きなテーマの中にあるため「議会及び市長等」としている。「情報共有」自体には市民同士のことも含めている。

○歌川委員

- ・ 「市民が…仕組みの充実に努めるものとする」というと表現がきついかもかもしれないが、強調してもよいのではないだろうか。

○事務局

- ・ 市民部会でもその議論があり、【考え方・解説】に「お互いに情報交換できる『場』」について記載している。議会や行政のつくる仕組みと、市民同士の間は分けて考えたところである。

○歌川委員

- ・ 「情報」の定義にも関わるが、「共有」と言いつつ「仕組みの充実に」には市民が関わらないというのはどうなのか。

○事務局

- ・ 市民が仕組みの充実に関わることも望ましいことかもしれないが、条例に「努めるもの」と規定して多くの市民が理解できる状況にあるか、ということもあると思う。

○中津原副委員長

- ・ 市民の持つ情報を市に知ってもらいたいということからも、「発信し合い」としている。「開示」「提供」はあくまでも市が主語である。「共有」は全体に関わる概念としてある。
- ・ 議会及び市長等を主語とした方が、責務としてはっきりすると考える。市民も共有する必要がある、ということは【考え方・解説】で分かればよいのでは。

○事務局

- ・ 所管課からの修正意見で、情報提供の部分であるが「…市政に関する情報を、市民に分かりやすく積極的に…」を「市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう」と、若干ニュアンスが異なる意見が出されているが、どうか。
- ・ また、個人情報保護の【考え方・解説】の部分で、公益上の必要がある場合であっても、個人情報を「積極的に」外部に提供するという記述について、少し抵抗があるということだと思うが、修正意見が出されている。

○小野田委員

- ・ 「情報提供」について、所管課の修正案では「分かりやすい情報」とある。「分かりにくい情報」だからといって省略されることなく情報提供される必要がある。「分かりやすい情報」と「分かりやすく公表」とは意味が違ってくる。

○渡邊委員

- ・ ここは議会・行政部会で丁寧に議論したところであり、元の案の方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 小野田委員の意見には賛成である。
- ・ 「開示」や「提供」といった用語の使い方は所管課の意見に合わせることにしたい。

○湯浅委員

- ・ 個人情報保護について、この点でさいたま市としての特徴を出せないだろうか。
- ・ 現在、地域コミュニティの現状を見た時、個人情報が「過保護」な状態であると言えるのではないか。
- ・ 個人情報保護法、条例の趣旨は、得た個人情報を無断でもらしてはいけないということであると思う。必要なのに出さない、というのは疑問に感じる。

- ・ 個人の主体的な責任のもと、個人情報が必要な場面では使われないと、地域の顔が見えない現状を変えられないのではないかと。この条例で何か変化を起こしたい。

○歌川委員

- ・ 「『特に』必要がある場合」とすると、かなり限定されるのではないかと。

○渡邊委員

- ・ 「積極的な取組が望まれます」はぜひ残したい。

○中津原副委員長

- ・ ただし、みだりに公表することはできないので、何に対して積極的か、ということが重要だろう。「市民自治の推進の観点から」「地域の課題解決のため」などと追加するべきか。担当課と調整が必要だろうか。

○事務局

- ・ 行政という責任ある立場からすると、個人の権利に関わるものであり、適法に行うよう慎重にならざるを得ないと考える。

○遠藤副委員長

- ・ ここで言う「外部」とは何か。

○事務局

- ・ 市役所の「外部」を指すものと考えている。

○内田委員

- ・ 「災害時の対応など公益上特に必要がある場合」とあるが、どのような場合を想定しているか。

○中津原副委員長

- ・ 災害時における一人暮らし高齢者の所在などが挙げられるのでは。

○小野田委員

- ・ 「特に」、「適切に」という修正でよいと思う。「積極的に」という趣旨にもとれる。

○内田委員

- ・ 「条例の範囲内」とはどういうことか。災害時にはそのような規定は意味をなさないのではないかと。

○事務局

- ・ 個人情報保護条例でも「公益上必要であれば個人情報を出せる」となっている。災害時だけでなく、災害に備えるために事前に必要になる場面もあると想定する。

○中津原副委員長

- ・ 「条例の範囲内で」というより「条例に基づき」などと記述した方がよいかもしれないので、修正を考えたい。

○中田委員

- ・ 「情報開示」では語尾が「対応しなければならない。」であり、「個人情報保護」では「適正に行わなければならない。」と異なっているがどのような意味か。

○事務局

- ・ 「情報開示」では開示請求に対して適正に対応すること、「個人情報保護」では情報の取扱を適正に行うこと、ということである。

○中田委員

- ・ 「個人の権利利益を守るため」「市民の知る権利を保障するため」というのが目的であるので、強調するために、文章の構成で手段と目的を逆にしてはどうか。

○事務局

- ・ 目的、手段のどちらを主に書くのか、全体の言い回しにも影響するところである。

○中津原副委員長

- ・ 目的を達成するための手段は複数考えられる。目的を強調するのであれば、「市民の権利」の部分ではないか。
- ・ また、ただ単に「法令に基づき」では、確認規定となり、ここで特に述べる必要があるのか気になる。他の条例の運用について自治基本条例で述べてもよいと思うし、湯浅委員の意見のように、市民自治の推進にとって役立つような形で個人情報保護条例を運用してほしい、ということもあり得る。「市民自治の推進に資するように適正に行う」などとするのもよいかもしれない。

③市政への市民参加

○中津原副委員長

- ・ 両部会のまとめが重複していたのですり合わせを行った。
- ・ 政策決定前、つくる段階から実施、評価までの各過程に市民が参加できることが重要である。

○歌川委員

- ・ 【考え方・解説】の冒頭に、「参加とは」とあるが、これでは意味が広すぎるので見出しと合わせて「市民参加」にしてはどうか。

○中田委員

- ・ 「審議会等」の「等」には何が含まれるのか。

○事務局

- ・ 審議会の他にも、呼び名が協議会、懇話会などいろいろある。また、法令や条例に基づいて設置されるもの、そうではないものなどがある。

○中津原副委員長

- ・ 「市民参加」や「審議会等」の意味を【考え方・解説】に記載したい。
- ・ 「多様な市民を委員に選任」とは、あまり兼任させないことだけでなく、多様な属性の委員を選ぶということもある。

○事務局

- ・ 「市民参加」の範囲を明確にしておく必要があるのではないか。誰が、どう参加できるのか。「市民参加」とは、選挙権や意思決定への参加を意味するものではなく、あくまでも、議会や市長等が計画するものなどについて、市民が意見を述べることを指すと考えてよいのか、意思決定は二元代表制としての議会と市長が行うことでよいのか、この点を明確にしておくことが必要と思う。

○中津原副委員長

- ・ 「参加」や「協働」の使い分けもある。議会と行政が市政を運営する主体であって、それに市民が参加していく。一緒になって取り組むと言うことであれば「協働」の方が適切と思う。

○渡邊委員

- ・ 二元代表制が基本であることをはっきりと述べたい。

○中津原副委員長

- ・ その点は共通認識を持っていると思う。

○中津原副委員長

- ・ 「議会への参加」については【考え方・解説】に触れていないが追加した方がよいのでは。
- ・ 「議会への参加」というのはイメージしにくいかもしれないが、さいたま市では議会の委員会に市民が呼ばれて発言することもあり、珍しい事例と聞いている。

○事務局

- ・ 議会基本条例でも「公聴会及び参考人の制度を活用する」とある。

○内田委員

- ・ 高校生が議会に参加した、という事例もあった。挙げておくとよいと思う。開かれた議会とするために、今後は、傍聴だけでない「議会への参加」が大切だろう。

○中津原副委員長

- ・ 【考え方・解説】に、議会基本条例を踏まえて、具体的な事例を載せておいたほうがイメージしやすいのではないか。

○事務局

- ・ 「議会」の項目に盛り込んでいるが、重複するとボリュームが増して煩雑になるのでは。

○中津原副委員長

- ・ 全体のボリュームのことでいえば、【市民や団体等からの主な意見】の分類を見直すか、少し要約することも必要と思う。

⑥住民投票

○福島委員長

- ・ 順番を入れ替えて先に住民投票について検討したい。
- ・ 住民投票については、市民の関心が集まるところだと思う。この委員会で共通認識を持つておきたい。常設型とするのか非常設型とするのか、また、「住民」の範囲をどうするか、という検討課題がある。

○中津原副委員長

- ・ 現在の案は、どちらの型であると言っていないものになっている。「住民」の範囲についても「別に条例で定める」としている。
- ・ 案件によっては、16、18歳から投票することもあり得るのでは。はじめから門前払いするのはどうなのか。

○事務局

- ・ ここで、国の動きを紹介したい。地方自治法の改正案が今国会に提出され、この中で、住民投票制度が盛り込まれる予定と聞いている。総務省の資料では「大規模な公の施設の設置について、条例で定めるところにより住民投票に付することができる」としている。また、この投票結果は拘束力を持つものとされるようである。
- ・ ただし、地方自治法に盛り込まれるからといって、条例に基づく住民投票を排除するものではないと思われる。

○中田委員

- ・ 住民投票に至る手順とはどのようなものか。

○事務局

- ・ 条例を制定するのであれば、市長または議会からの提案があった場合か、住民による直接請求が必要になる。

○福島委員長

- ・ 条例に基づく住民投票の結果に法的拘束力がないとはいえ、議会や首長は投票結果を無視しにくい。実際にはかなり大きな力を持つことになる。選挙権を持たない人に投票権を持たすというのは問題があるのではないかという論点がある。

○遠藤副委員長

- ・ 詳細は「別に条例で定める」とすると、実際には行政や議会に委ねられるということか。

○内田委員

- ・ 他の自治体で市町村の合併の是非を問う住民投票が行われ、賛成が多数を占めた。ところが、議会はその後、投票結果を無視して、合併議案を否決した。この点について総務省の案はどうなっているのか。

○事務局

- ・ 現在の案では、「大規模な公の施設の設置」に限って、拘束力を持つものと思われる。

○伊藤委員

- ・ 投票権は、選挙権のある住民に限定した方がよい。

○福島委員長

- ・ つまり、日本国籍を持った20歳以上の住民ということか。

○内田委員

- ・ 「住民」というと、住民登録のある人のことか。

○福島委員長

- ・ 有権者であればそうである。しかし、「住所を有する者」となるとまた違ってくる。

○中津原副委員長

- ・ 「住民の意思を確認するため」とあるが、この「住民」が必ずしも「投票権のある者」とは言っていない。広く住民の意思を確認するために、限定された選挙権のある「住民」が投票する、ということがあり得る。

○中田委員

- ・ 住民投票の発議のための署名の手続きとは。

○事務局

- ・ 必要数を条例で決めることもできるが、規定しなければ地方自治法の規定に従うことになる。

○福島委員長

- ・ 中間案をまとめるまでに、他の論点についても議論したいがいかがか。

○中津原副委員長

- ・ よく「選挙で意見が反映されるから住民投票は不要」ということを言われるが、【考え方・解説】に、「賛否が分かれる問題については、選挙だけではなく」と追加してはどうか。選挙はあくまでも人を選ぶものであり、各重要案件の賛否を問うものではない。

○内田委員

- ・ 「住民投票が行われるのなら、議会は不要なのか」という意見が出てくるのでは。

○福島委員長

- ・ あくまでも間接民主制が前提である。しかしそれだけでは不十分だと言われており、そこを補うために、ある程度の直接民主制の制度を導入している。直接請求などでは請求できることが限られているので、それ以外にも認めよう、とするのが住民投票制度であろう。

○中津原副委員長

- ・ 国会を見ても、政党ごとに意見が明確には分かれていない。選挙だけでは不十分な場面があると思われる。

○福島委員長

- ・ 選挙を大前提として、それを補完するために必要だ、ということを強調しておきたい。

<6. 地域コミュニティ及び区>

○事務局

- ・ 先日、伊藤委員から依頼があり、自治会連合会正副会長会において事務局から、地域コミュニティに関する現在の案について説明を行った。

● (地域コミュニティ)

- ・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に協力して取り組むよう努めるものとする。
 - ・ 自治会等、事業者、市民活動団体など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、相互に連携するよう努めるものとする。
 - ・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。
- ・ その際、「条例案骨子に『自治会』と明記され、努力義務を負わせるのは納得がいかない」という意見をいただいている。
 - ・ これに関連するテーマは、後日検討する予定であったが、本日は「自治会」の記述について検討していただきたい。

○伊藤委員

- ・ 自治会は、常に行政と一体となって協力して事業を進めており、これ以上の努力義務はあまりにも強い言葉と感ずるため、変更してほしい。

○福島委員長

- ・ たたき台の1点目で「自治会」を特出ししている点について「現状よりさらに義務を負わせるような表現は避けて」とのこと。また、2点目についても「自治会」と記載がある。
- ・ 自治会に対しては、非常に期待が大きく良い面もあるが、現状でも努力しているのに重い、ということ、そして「自治会」と特出ししなくてもよいのではないか、ということである。
- ・ このような自治会連合会からの意見がある以上、表現を修正すべきではないか。そもそも、我々が目指すのはむしろ、団体が活動しやすい環境をつくることであるはずだ。

○中津原副委員長

- ・ 他の部分では、市民、議会、市長等ともに努力義務を負っている。

○伊藤委員

- ・ 「自治会」という表現は省いてほしい。

○中津原副委員長

- ・ しかし、自治会は自治の担い手として重要な主体である。

○伊藤委員

- ・ 「市民」を広く捉え団体も含むのであれば、「自治会」も「市民」であるので特出しする必要がないのでは。

○遠藤副委員長

- ・ 「自治会」と具体的な名称を出すことにより責任が出てくるということなら、表現を削除してもよいのでは。

○中津原副委員長

- ・ しかし約75万人が加入する大きな組織である。

○渡邊委員

- ・ 2点目も削除したほうがよいのか。

○福島委員長

- ・ あるいは、すべてを包含する言葉を当てるか。
- ・ 自治会に対する期待が大きく、都市における重要な担い手であるとの意見である。一方で、自治会側としては、他のアクターとの協力で進めており「自分たちだけに責任を」というのは厳しい、ということだろう。
- ・ 「自治会」と明記せず、ぼかした表現として、中津原副委員長をはじめとする意見は【考え方・解説】に含めてはどうか。

○伊藤委員

- ・ もう少し協力しやすい文言にしないと、そう読み取る人がたくさんいるということである。

○渡邊委員

- ・ 自治会が自治の最小単位であるというのは共通認識だろう。「自治基本条例」と「自治会」の「自治」は同じものだと思っている。

○中津原副委員長

- ・ 自治会への加入を促すのが、この条例の一つの効果だと思う。そのためには「自治会」という言葉が入っていた方が分かりやすい。

○福島委員長

- ・ 自治会やその他の団体が活動しやすいように環境整備を進めたいというのは共通である。そのことは【考え方・解説】で述べてはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 自治会連合会の主張の理由が分からない。努力義務がきつい、ということであれば、語尾の修正をしてはどうか。「自治会」という表現がないと意味が分かりにくくなる。

○堀越委員

- ・ コミュニティには、エリア型とテーマ型がある。両方が協力することで地域課題が解決できると考えている。以前に行った調査では、テーマ型コミュニティは、子育てなどに関心があり、エリア型コミュニティは防犯や高齢者支援に関心がある。後者である自治会は地域に根付いており、自治会なくしては高齢社会の問題は解決しない。自治会は信用度も大きな特徴である。両者が協力することが大切だ。

○福島委員長

- ・ 自治会の重要性については共通認識を持っている。問題は表現である。地縁団体はなにも自治会だけではない。特出ししてよいのかどうか。

- ・ 両者の意見を聴いていると、中間報告では「自治会」と特出しせず、「地域コミュニティにおける活動を通じて」などとして意見を求めたらどうか。
- ・ 現段階で、反対意見が出ているのに無理に入れることはできないだろう。

○中津原副委員長

- ・ 次の自治会連合会の会議までに納得できる案を出してほしいということか。

○伊藤委員

- ・ 後日の自治会連合会の理事会に出して確認を取りたい。この案でよいということなら問題ない。

○中津原副委員長

- ・ 今、この場で修正案はすぐに出せない。

○伊藤委員

- ・ 「努めるものとする」では、「今も十分やっている」と言われてしまう。このような書き方なら「自治会」の表現を削除するべきという話になるかもしれない。

○小野田委員

- ・ この案は、「市民はみな自治会に入ってほしい」という趣旨だろう。加入率が低下し、地域のことに関心な人が増えている。皆が加入して、コミュニティ活動を活発にしよう、という趣旨だ。

○福島委員長

- ・ もう一つは、自治会以外の団体にも参加することもあり得るだろう。それを考えると特出しするのはどうなのか。

○細川委員

- ・ そもそも、地域で活動することに関心のない、必要性を感じていない人が多い。自治会は身近に関わりやすい団体と思う。

○歌川委員

- ・ 自治会以外の団体も書き込むのはどうか。これまでの意見交換でも話が出たが、自治会自体も変わっていく必要があると思う。【考え方・解説】に残してはどうか。

○伊藤委員

- ・ 若い世代が加入しにくいという現状は確かにある。役職を持たせても、仕事が忙しく参加できなくなることがある。経済的な負担もあるようだ。

○中津原副委員長

- ・ 私の入っている自治会では、若い世代は役職をパスできるなどの仕組みを設けている。

○小野田委員

- ・ 地域コミュニティとしての自治会の位置付けを明確にしておくことは一つの考え方だ。

○遠藤副委員長

- ・ 1点目は、市民の「自治会」への加入促進とそれによる地域の課題解決を述べており、主語は「市民」の努力規定である。2点目は主語に「自治会」も入っているが。
- ・ こちらの意図を理解して頂ければ問題ないのではないか。

○事務局

- ・ 「市民活動団体」や「事業者」などと異なり、任意団体である「自治会」を固有名詞を使って記述するのはどうか、という点もある。

○中津原副委員長

- ・ 「地縁団体」などとするか。

○福島委員長

- ・ 「努力規定」はそれなりに重いものである。議会や市長等といった権力を持つ機関と、「市民」や「団体」とは意味合いが異なる。

○堀越委員

- ・ 「地縁団体」というのは古い言葉ではないか。「地域団体」ではどうか。

○事務局

- ・ 「市民」の定義は未定だが、「市民」には団体も含めるとすれば、「市民は、地域コミュニティの活動を通じて…協力し、相互に連携して」などと1点目と2点目を統合してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 2点目では、テーマ型、エリア型の両者の連携をしっかりと強調したい。

○事務局

- ・ 望ましい姿であることは分かるが、条例として書けるかどうか、現状としてそこまでの段階に達しているのか、という問題もあると思う。

○堀越委員

- ・ 現状でも連携している事例はある。

○内田委員

- ・ 「市民の多くが、自治会に参加して」などとすればどうか。

○渡邊委員

- ・ 自治会は、これまで行政の都合で使われてきたという面があると思う。これからはお互いに協力して自治を担う主体として活動する」という方向性は共通認識だと思う。
- ・ コミュニティに関しては、自治会という言葉は使わざるを得ないと思う。1点目は、市民の努力規定、2点目は団体の努力規定、3点目は市長等の努力規定である。これのどこが問題なのか。

○遠藤副委員長

- ・ 方法は2つ。このままの案で自治会に理解を求めるか、「自治会」の表現を削除するか。

○中津原副委員長

- ・ このままの案で理解を求めたい。

○伊藤委員

- ・ 「もっともだ」という感覚になるようなものであればよい。理事会で確認してみる。
- ・ 2点目について、行政との連携という面では、例えば住民の転入時に自治会に関する情報提供を行い、加入を促進するなどの取組があるとよい。

○中津原副委員長

- ・ その点は、3点目の市長等に関する規定に含まれると考えている。

○福島委員長

- ・ この委員会としては、自治会への期待は大きいということは伝えてほしい。しかし、改めて確認した結果、条例に特出しすることについて消極的ということであれば、修正を考えたい。

○伊藤委員

- ・ 1点目は、市民の努力規定であることは了解した。しかしそう読み取ってもらえるかが問題である。日頃から活動をしている人にとっては「常にやっている」と思われてしまう。

○小野田委員

- ・ 「市民は」が主語だ。加入促進の意味である。そこを強調してほしい。

○伊藤委員

- ・ 必ずしもそうは読みにくいが。

○福島委員長

- ・ このテーマは、本来、次々回に検討予定であった。自治会連合会の会議の結果を踏まえて再度検討したい。

3. その他、閉会

(1)市民フォーラムについて

○事務局

- ・ チラシとポスターが完成したので報告する。
- ・ 準備には、5名の委員の方が協力して下さることとなっている。当日はまた別途役割分担をお願いしたい。

(2)WEBアンケートについて

○事務局

- ・ 先日、アンケート案をメールでお送りしたので、意見のある方は来週までに連絡してほしい。

(3)市民活動サポートセンター第4回フェスティバルについて

○栗原委員

- ・ 2月26日（土）と27日（日）のフェスティバルへの参加のねらいと方針について整理した。26日（土）午後にサロン（来場者との意見交換）ができればと考えている。出来る限り参加して頂きたい。

○細川委員

- ・ パネルは3枚を予定している。インパクトが強く、疑問や課題を問いかけるものとしたい。
- ・ 市民フォーラムのポスターを拡大したものと、これまでに作成したニュースレターの案を活用する。さらに、来場者が意見を貼れるような工夫もする。また、自治基本条例についての説明も加えたい。
- ・ 2月10日（木）にフェスティバルの実行委員会があるので、また次回に報告や提案をしたい。

○事務局

- ・ 次回は、2月15日（火）に開催する。

以上